

出版取締りと西鶴の方向転換

——『好色一代女』の危険度——

谷 脇 理 史

一

出版取締りが近世文芸の内実にどのような関りを持っていたかという問題は、これまで主として十八世紀後半以後の作品を中心として論じられて来た。もちろん、十七世紀における出版取締りの事例も指摘せられてはいるが、その中で、文芸に関わるものはわずかであり、しかも、取締りの対象となった作品が簡単に紹介されるのみといった段階を出てはいない。

しかし、出版規制の町触れが出されている状況下で、仮に取締りの対象となり事件とまではならなかったとしても、作者の側のいわゆる自己規制やカムフラージュなどが行われていなかったといえるかどうか。確かに、十七世紀の場合、ただか慰み草に過ぎない作品に、司直の目はさほど厳しいものではなかったとも考えられる。しかし、言論の自由が高らかに叫ばれている時代ではない。あくまでも被治者として取締られる側にある作者や出版書肆が、取締りに無関心で居られるはずのないことも、容易に想像しうるところである。やはり、直接取締られた事例のみを問題にするのではな

く、取締りの存在を意識している故に生まれる可能性のある自主規制やカムフラージュなども含めて、十七世紀の文芸をも、問題にしてみる必要があるのではないか。

私がかつて、「出版取締り令と文芸のあり方——十七世紀の場合」(叢書江戸文庫『八文字屋集』月報、1988年4月)なる小文中で、従来広く知られていた寛文十三年五月の江戸での出版取締り令よりも十六年前の明暦三年二月に、当時の出版の中心地京都で出された出版取締令があったという今田洋三氏の指摘(『江戸の禁書』1981年、吉川弘文館刊)の重要性について簡単に触れたことがある。

その町触は、「和本之軍書類、若板行仕事有之之バ、出所以下書附、奉行書へ指上、可レ請ニ下知ニ事」(『上下京町々古書明細記』所収)とある簡単なものであり、また、今田氏は、その資料の紹介を行うのみで、それが当時の文芸に与えた影響に触れてはいない。しかし、当時の文芸、とりわけ仮名草子(やや広範囲に考えれば軍書類も含む)に関心を持つ者にとって、その町触の内容と明暦三年二月という発令の時点は、衝撃的な意味を持ちうるはずである。とい

うのは、従来知られていた時点より十六年も前に、「和本之軍書類」という限定があるとは云え、奉行所の差圖を受ける必要が生まれていたことは、寛永期の仮名草子と万治・寛文期以後の仮名草子の間に大きな相違があることを実感する者にとっては刺激的な大発見であり、その相異が生まれる要因の一つを、少なくともこの事実によって明らかにできるように思われたからである。

右の小文では、明暦三年の町触の存在を意識した故に生まれていると思われる若干の事例を略記した後、

明暦三年以後の仮名草子を見る場合、少くともそれが「軍書類」や現実の事件や政治を扱うものであれば、おそらくは何らかの形で禁令との対応を意識して書かれている部分を見出すことと新たな読みを生むことも可能となるであろうし、この禁令自体が万治・寛文期以後の仮名草子のあり方を全体として見直して行く契機ともなろう。……ともあれ出版取締り令が十数年廻りうるといふ事実は、今後の十七世紀文芸の研究に重大な意味を持つてくるように思われるのである。

と問題の提示を行った。そして私は今、若干の作品について右の視点を生かした論をまとめつつある。が、実は、右のような視点が説得力を持つためには、再考を要する前提となる問題が一つあるようなのである。

それは、仮名草子の時代を継ぐ天和・元禄期の浮世草子の時代に、とりわけ西鶴において、そのような自主規制やカムフラージュがあったのかどうかという問題である。が、後述のように現在では、出版取締りを意識して書いている西鶴という把握はない。とすれば、時代の下る西鶴においてすらない出版取締りとの関連が、そ

れより二、三十年前からありうるか、仮名草子について云うのは考えすぎではないかと、前述の問題自体が封じ込められてしまいかねないのである。というより、そのような西鶴への把握が前提となっていたために、今田氏の指摘が、これまで八、九年間もの間、近世文芸を考える側から問題にされず、前出の拙文もまた十分な説得力を持ってなかったであろう。

が、果して西鶴は、出版取締り令などとかかわりなく、自由に書いていたのかどうか。今紙数に制約のある本稿で西鶴作品全体にわたって触れている余裕はない。ここでは、貞享三年後半以後の西鶴の方向転換の問題を中心に考えて行くこととしたい。

二

貞享三年二月刊の『好色五人女』、同年六月刊の『好色一代女』と、それまでいわゆる好色物を中心に書いて来た西鶴は、突然のようにそれまでの素材を転換して、さまざまな世界に素材を求めて作品を書くようになる。『本朝二十不孝』（貞享三年十一月）『男色大鑑』（同四年正月）、『懐視』（同四年三月）、『武道伝来記』（同四年四月）、『日本永代蔵』（同五年正月）『武家義理物語』（同五年二月）というのが、貞享三年後半期から五年初めにかけて執筆出刊された主な作品であるが、一見明らかのように、西鶴はこの時期、いわゆる好色物とは趣を異にする作品を続々と精力的に書き続けているわけである。ここには、『一代男』以後すでに四五年、大阪の唯一の流行作家ともいべき西鶴が、おそらくは書肆からの注文に積極的に対応して書きまくっている姿がうかがえるが、当然、ここで一つの疑問が生まれる。すなわち、書肆が西鶴に期待したものはおそら

く、すでに大好評を博している好色物的作品であったと思われるにもかかわらず、西鶴は何故それを書かず素材を全く転じてしまうのか、ということである。

かつては、それに対する一つの答があった。すなわち、貞享三年に好色本の禁令が出されたと称する説である。が、それは、その説の生まれた経緯、それに対する賛否の両論、その禁令の存在が立証できず憶説にすぎないこと、記録の紛失・口上による伝達の可能性を説く滝田貞治氏説の不可なること、西鶴の好色物は秘画による当時の好色本と類を異にすること等を詳細に論じた暉峻康隆氏「貞享三年好色本禁令について」(西鶴研究・第一冊)によって否定され、野間光辰氏「西鶴年譜考證」もそれを支持した。かくて、貞享三年の好色本禁令によって同期の西鶴の方向転換を考える見方は雲散霧消してしまったかのごとくであり、その後は、もっぱら西鶴の主体的な方向転換の様相をさぐる見方が定着することになっていくわけである。

確かに、貞享三年に好色本の禁令が発令されているとは思われず、『徳川禁令考』にのる寛文十三年の町触(文政六年にまとめられたもの)に「好色本之類」の一項があっても、その誤りなることは明らかである。まして記録の紛失や口上による伝達の可能性といった憶測は、それを裏付ける当時の資料がない以上、全く憶測の域にとどまり説得力を持てるはずもない。貞享三年に好色本の禁令は発令されていなかったと、私もまた信ぜざるを得ないのである。

しかし、出版取締り令が、厳として存在していたことは事実である。前述の簡略な明暦三年二月の禁令の後、寛文十三年五月の禁令があり、さらに貞享元年四月には、一層の増補が加えられ、以下の

ごときものとなっている。周知のものであるが、立論の都合上、『徳川禁令考』より全文を引用する。

一 町中板木屋共、御公儀之儀ハ不及申、珍敷事致板行候ハ、両御番所江申上、御差図次第ニ可仕旨、此以前も御触有之、板木屋共証文致置候所、此度服忌令之御触、御指図をも不請致開板、其上加筆仕候段、重々不届ニ付、御穿鑿之上、開板之当人牢舎被仰付候間、向後右之旨弥相心得、御公儀之儀ハ不及申、諸人可致迷惑儀、其外可相障儀、開板一切無用ニ可仕候、うたかわしく存候儀ハ、両御番所江窺、御差図を受板行可仕候、若隠候而致開板候ハ、御穿鑿之上、急度曲事ニ可被仰付候間、板木屋共并町中之者此旨堅く可相守者也、

右は、「服忌令開板致し候者之儀ニ付町触」として知られるものであるが、貞享元年十一月には、

一 町中ニ而むさと仕たる小歌はやり候事、勿論当座之替りたる事故板行、売候もの有之候、家主致吟味、何方ニ而も左様のもの一切板行仕間敷候、尤辻橋ニ而売候もの之在候ハ、其町ニ而相改、捕候而番所江可申来候、穿鑿之上、売候ものは不及申、致板行候者まで、急度可申付候、近日改ニ廻し候間、其旨可相心得もの也、

といった町触も出されている。いずれにしても、「御公儀」のことに触れるのはもとより、「諸人」が「迷惑」し「相障」ることを書いて出版することは一切不可であり、「うたがわしい」場合は奉行所の差図を受けねばならず、隠して出版を行えば処罰されることになるわけであり、「当座之替りたる事」の出版もまた不可ということになる。

もっとも、右のうち「御公儀」は明確であっても「諸人」の範囲は不分明である。おそらくは公家・武家階層を中心とするのであろうが、一流町人などの場合も、「迷惑」し「相障」る時、訴え出ればその中に含まれよう。また、「当座之替りたる事」には、公家・武家にかかわるものもとより、市井の事件も含まれることになるであろう。いずれにしても右の町触は、板木屋（書肆）を主対象として、物議をかます可能性のあるものすべての出版を封じようとするものであることは云うまでもないが、その出版物の作者もまた、おのずから規制を受けることになるのは明らかである。

確かに、貞享三年には好色本の禁令が出ていないかもしれない。しかし、右のような出版取締り令が存している以上、作者はそれを意識せざるを得ず、その書き方の上で何らかの規制を受けざるを得ないであろう。西鶴の場合は、どうだったのか。

三

『好色一代男』が自費出版に近いものであったこと、それが気楽に書かれたものであることは「云うまでもないが、それでも、公界者である遊里関係者や芝居関係者以外、実名を出すことなく、『諸艶大鑑』でも同じであることは一読明らかである。もっとも、『腕久一世の物語』や『好色五人女』では、腕久を始めモデルとした人物の実名を出してはいる。が、すでに芝居などに取り上げられている人物でもあり、規制する必要はなかったのかもしれない。また、それらが「珍敷事」「当座之替りたる事」であるにはちがいないが、すでに破産して乞食をしていた腕久などは、「諸人」の中には入らなかったと見て良いであろう。『五人女』で「当座之」と称しうる、

出版時の前年のことを取りあげた巻二の場合も、大阪天満の場末の樽屋の女房の姦通事件であり、「諸人」の中には入らなかったと見てよいと思う。とすれば、それらは、実名を出しても安全という判断が、作者にも書肆にもあったと考えてよいであろう。

ともあれ、いわゆる転合書であり慰み草である以上のような諸作で、西鶴は、もし出版取締り令が拡、大解釈されれば危いことを一応書き、また取締りを少しは配慮しているようだが、出版取締りに対して、さ程神経質になっていないようではない。と同時にそれは、出版の後進地である大阪の、ほとんど馳け出しの書肆ともいべき西鶴本の版本たちも、同じであったであろう。普通の町人たちの世界を取りあげているかぎり、あるいは、公界者を中心にとりあげているかぎり、司直の目が厳しくなるはずもなく、注で記したごとく、大名の名や一流町人の名を出すことをはばかる程度の自主規制で十分だと考えていたのであろう。

しかし、貞享二年正月の浄瑠璃『暦』の場合は、やや趣を異にする。これは、前年の貞享改暦までの史実を背景としたものであるが、その史実をかすめつつもあえて持統朝に時代を設定して仕組んでいる作品である。もちろん、この時期の浄瑠璃に当世を時代設定とするものはないわけだから、当り前といえは当り前であるが、公儀にかかわる当世の事件を当世のこととして取り上げることが許されないという状況が厳として存する以上、このような書き方に、カムフラージュの志向が見られることも確実である。^(注4)腕久などを取り上げる場合とは、次元が違っているのである。

以上、『五人女』までの作品について、簡略に問題にしてみたが、出版取締りを意識してはいても、『暦』を別にすれば、その内容の

関係もあって、ここには、さ程神経質になつてゐるようではない西鶴の様子がうかがわれる。また、「諸人」の範囲が拡大解釈されなければ、それらが「迷惑」致し「相障」といつた理由をつけて取縮られる不安を書肆が感ずる必要のない程度のものであったとも云うことができる。が、以上の作品に続く『好色一代女』の場合はどうだろうか。そこには、少なくとも書肆が不安を感ずる程度の危険なことが、自主規制を加えてはいても、少なからず書かれてゐるのではないか。以下、『二代女』の危険度について、若干の例をあげつつ、考えてみたい。

四

卷一の三「国主の艶妾」は、

松の風江戸をならさず、東国づめの年、ある大名の御前死去の後、家中は若殿なき事をかなしみ、色よき女の筋目たゞしきを四十余人、おつばねの才覚にて、御機嫌程見合せ、御寝間ちかく、恋を仕掛け奉りしに……

と始る。ここでは、「ある大名」と云うのみで名を出すことはしないが、このような書き方は、逆に読者の想像をかきたてるかもしれない。というのは、嗣子がないために御家断絶等の問題が生じる大名・旗本の例には事欠かず、天和三年に唯一の若殿徳松を失い、若君誕生を待望しているのが貞享三年時の將軍綱吉であることは、当時の読者の十分に知る所だからである。ともあれここには、「ある大名」の奥向きのことであらわに書かれ、続いて、進められた「四十余人」の女を大名が気に入らないために、「家ひさしき奥横目」が京へ妾を募集に行くこととなる。

奥横目は、「室町の御服所笹屋の何がし」に仲介を頼み、望みの女の絵図「女絵」を示して、「竹屋町の花屋角左衛門」なる人置に命じ、美女百七十余人を集めさせるが、一人も気に入るものはない。そこで、一代女の噂を聞いて呼びよせて見てみると、女絵以上だったので、ただちに一代女をかかえて江戸に下る。

一代女は、「浅草のお下屋しきに入りて昼夜たのしみ」、「堺町の芝居を呼び寄せ笑ひ明かし」といった生活の中で殿の寵愛をうけるが、殿は次第にやせ衰える。これは「都の女のすきなるゆへぞと、思ひの外にうたがはれて」、一代女は、家老の心得で暇を出される。かくて、「世間を見るに、かならず生れつきて男のよは蔵は、女の身にしてはかなしき物ぞかし」と結ばれるのが本章である。

これは、一見した所、たわいのない艶笑コント風の作品であり、随所に笑いが振りまかれてもいる。が、読者を笑わせながらもここでは、大名の奥むきがあらわにされ、その妾狂いが誇張されて描かれ（注5）、浅草の下屋敷に役者を呼ぶ（当時これも禁止されていることである）ことなどが書かれる。また、町人とは云え大名御出入りの一流町人笹屋が、妾の募集に一役買っていることも、さりげなく明らかにされているのである。この場合は「ある大名」が誰であるかは分からないように書かれてゐるが、ここに、当時の大名の妾狂いに對する強烈な諷刺があることは、云うまでもない。

もちろん「ある大名」である以上、これがただちに「御公儀（綱吉）や「諸人」の「迷惑」となり「相障」ることとはならないかもしれない。また、その笑いを振りまきながらの語り口が、一つのカムフラージュとなつて、真剣に受けとめられないように書かれてゐるとも云えるかもしれない。しかし、ひとたびそこに強烈な諷刺の

姿勢と大名の奥向きの暴露があることに気づかれたら、そして、「ある大名」なるが故に一層諷刺の対象が拡大することが分かったとしたら、この一章は、大変に危険な章ということになるのではないか。

このような大名や武家の奥向きをあらわに取りあげている例は、『二代女』の他の章にも見うけられる。巻三の二「妖孽寛瀧女」は、一代女が「さる御かたに表使ひの女役を勤め」た時の話だが、「浅草の御下屋形」で奥方のために「悋氣譁」を行うという趣向を設け、大名の奥向きの女たちの凄じい嫉妬、それに振りまわされる殿様などの様子を暴露する。また、巻三の四「金紙はな髻結」は、旗本かと思われる「去る御方」での話だが、一代女が奥方の「筋なきりんき」に愛想をつかし、奥方の髪が薄いことを殿様に知らせて厭かせ、殿様を自分のものにする。これ又、奥向きの暴露をその一面とするものといえるであろう。さらには、巻四の三「屋敷豚浣皮」のごとく、茶の間女としてさる「屋敷」に仕えた一代女が、「宿下り」の折ごとに男狂いをする様子を滑稽に具体化して行くような一章も存する。要するに、本来秘せらるべき武家の奥向きを、種々の側面から暴露して行く作品が次々と提示されるのである。もとより実名は出されず、「さる御方」とカムフラージュされてはいるが、そのことよって時には諷刺の範囲が拡大すること、前述のごとくである。危いと称さざるを得ない。

また、前述のごとく、出版取締り令の「諸人」が武家階層を中心としていることは確実と思われるが、公家・僧侶など名誉を重んずる階層も当然それに含まれよう。『二代女』では、公家の世界は、「公家がたの御暮しは、歌のさま・鞠も色にちかく、枕隙なきその

事のみ」と諷され(一の二)、僧の墮落ぶりは巻二の三「世間寺大黒」がその実状をあらわにする。具体的にどの公家・どの寺と書かないとしても、そして笑いを振りまいてはいても、強烈な諷刺の姿勢は十二分に感得できるであろう。これ又、物議をかます可能性もなしとしない方面である。

一方、町人の場合は、問題が少なかったというべきかもしれない。しかし、前述の呉服所笹屋某にしても、江戸の本西替仲間の一人と推定される坂倉某(一の四)にしても、一流町人などの場合、その実名をあげて不名誉なこと、問題になりそうなことを書けば、それが出版された段階で物議をかますこともありえたであろう。『二代女』で、笹屋や坂倉の場合は、わずかに触れられるだけだからさして問題にはならなかったかもしれないが、巻四の二「墨絵浮氣袖」の呉服所越後屋の一番番頭の場合などは、どうだったであろうか。

一代女は、武家屋敷の御物師役も欲求不満からやめて、自ら仕立で物屋を聞くが、訪ねてくるのは女ばかり。面白くない一代女は、「我れ勤めし時、屋形へお出入り申されし、越後屋といへる呉服所に尋ね」よって、「棚商ひに掛けはかたくせぬ」(『二代女』出刊時「現銀掛値なし」で大成功を収めたばかりの越後屋の噂は上方でも大評判であったはずである)越後屋から、色仕掛けで「両加賀半疋、紅の片袖、竜門のおび一筋」を掛買いしていく。借金取り立て日の九月八日、手代たちが一代女の所へ行くことを争うが、「年がまへなる男、恋も情けもわきまへず、夢にも十露盤、現にも掛硯をわすれず、京の旦那の為に白鼠といはれて、大黒柱に寄り添う」一番番頭が、手代たちでは不安と、自ら出かけて行く。

「あらげなく」借金を催促する番頭に対して、一代女は、一枚つつ着物を抜いで二布だけになり、金の替りにこの着物をとってくれという。その姿を見て「随分物がたき男、じたくとふるひ出し、そもやそも是がとつてかへらるゝ物か」と着物を着せようとする。一代女は、作戦通りと男にもたれかかれば、番頭もその気になって、後は「媒もなき恋を取りむすびて、其後は、欲徳外になりて取乱し、若げの至りとも申されず、江戸欄さんぐにしようけて京へのぼされける」始末となつたのである。

この場合、一番番頭の名は伏せられている。また、天和三年駿河町に移る前の本町時代の越後屋のこともされている。が、これは、呉服所であると同時に江戸一番の大店舗をかまえて成功を収めた大商人の一番番頭のスキヤンダルなのである。町人の世界であるとは云え、本人の名は伏せられているとは云え、「諸人可致迷惑儀、其外可相障儀、開板一切無用ニ可仕候」にひっかからない方が不思議なほどである。ここでも西鶴は、物議をかもしそうなかなり危険なことを平気で書いていると認めてよいであろう。町人の場合であっても、ここまで具体的に書いては、たとへ笑いによつてカムフラージュしていても、危いと称さざるを得ない。

以上見て来たごとく『一代女』は、カムフラージュを行なっているとは云え、十分に取締りの対象となりそうなことを書いている。また、すでに暉峻氏が指摘する巻二の二冒頭部のような相当に手きびしい政治批評も書かれている。『一代女』は、一代女の色サンゲといった形をとりながら、実は、当世のありようを痛裂に諷する姿勢を保持する一面を持った、思いの外に危険な作品なのである。

が、これまでのようなことを書いてはいても、『一代女』が取締

りの対象となつたらしい気配はない。もちろん西鶴がその後作品を書き進める上で何らかの打撃を受けた気配もない。西鶴は前述のごとく、素材を転換して続々と作品を書き続けて行くのみである。

しかし、本当に何もなかったのかどうか。確かに公にはなかったと云う以外にない。が、何かがあったのかも知れないという状況証拠は、少なくともあると私は思う。それは、あくまでもその後の作品の書き方からうかがうものにはすぎないが、以下、紙幅の関係もあり、個条的に状況証拠掲げてみよう。

五

(イ) 西鶴が一時素材を転じた後、元禄元年以後若干の好色物的作品を書いていることは周知だが、それらの中で大名や武家の奥向きを暴露するような作品を書いていないし、実名入りで不名誉なことを書いたりはしない。(もちろん遊里関係者は、その限りではない)。後にも記すが、西鶴は、以後、武家の世界をとりあげる時、すこぶる慎重な態度を保持することになるようであり、『好色一代女』で例示したようなストレートな書き方はしなくなる。(少くとも武家物では、当世の武家の奥向きを可笑しく書くという書き方はしない)。

(ロ) 『一代女』出刊の時点で、すでに西村本の追随作『好色三代男』なども出刊される状況となり、西鶴が当時好色本の第一人者と思われていたことは云うまでもない。また、貞享四年五月刊の『好色破邪頭正』による好色本批判、同五年正月刊の『二休咄』の「好色屋の西鶴」という悪口に見られるごとく、好色本への批判が西鶴に向けられるという事態は、すでに貞享三年後半の時点で生じていたであろう。何時の時代でも目立つものが注目され、批判・取締りの対

象となるのだが、西鶴は、他の作者にくらべてもはや目立ちすぎている。西鶴は、自らの好色本が危い可能性をこの時点で敏感に察知していたかもしれないし、直接取締りの対象となる書肆(『一代男』は跋文によって西鶴作が明らかにされているが、それ以外は無署名でもある)の方が、より敏感であったかもしれない。一時的にでも素材を転ずる必要が生まれる状況となっていたと見ることもできそうである。

(イ) 『本朝二十不孝』の西鶴は、あくまで孝道奨励の形を崩していない。それをカムフラージュと見るか否かは説の分かれる所だが、私は、カムフラージュの姿勢によるものと考ええる。ストレートな当世の御政道への諷刺や批判は危険であり、少なくとも形の上では「御公儀」に従う必要ありとする自覚が、このカムフラージュを生んでいると見られるのである。

(ロ) 『男色大鑑』前半四巻は、多く武家の世界をとりあげているが、当世のこととして取り上げることと見られるものや、寛永期のこととするものが多い。また、巻三の四「葉はきかぬ房杖」が、写本『藻屑物語』を流用していることは知られているが、その中で、將軍の寛永寺御成りを暗示する等の部分、すなわち「公儀」にかかわる場面などが削りとられている点には注意を要する。右の二点とともに、公儀や武家に対する配慮があることを示すが、西鶴は、『一代女』以前にくらべ、出版取締り対し一段と神経質になっているがごとくである。

(ハ) 『武道伝来記』が、おそらくは実在の敵討を咄の種にしているにもかかわらず、時代を慶長以前のこととし、登場人物の名前や事件の起った場所を変え、原話を分割したり組合せたり、古典を利用

して虚構化したりという形で書かれている点については、拙稿『武道伝来記』論序説(『文学』1983年8月号)で詳論した。また、そのような方法によって「虚妄の説」を作り上げることが、出版取締りを意識したためであることも拙論に記した通りである。さらに、西鶴は、そのような方法でカムフラージュを行い、当世の武士のありようを諷し、当世の武家の論理や心情を浮び上らせているが、その点についても、新日本古典文学大系『武道伝来記他』(1989年4月)の拙注に略記した。いずれにしても『伝来記』は、そのすべての章で武家の世界をとりあげているためもあり、種々の慎重な配慮が加えられているのである。また、武家の奥向きも時にとりあげられるが、その書きぶりは、『一代女』のように、ストレートに諷する形は取られていない。(作品の内容が異なる故当然とも云えるが、諷する姿勢には共通性があっても、書き方が違うのである)。

(ニ) 『永代蔵』の場合、巻一の三のごとく、不名誉なこと(親が筒落米ひろい、本人も両替の量目をごまかす等)を記す場合、その商人の名を出していない。また、実名を記しモデルが明らかなのは、西鶴が賞讃する町人である場合が大部分である。さらに、巻四のごとく、当人が女敵討にあつたという不名誉なことが伏せられていると見られるものもあり、巻四の四のごとく擬人名を用いたかと思われるものもある。『永代蔵』は町人の世界のみをとりあげているにしても、モデルの扱いには慎重さが見られると思うが、詳細は別稿で取り上げる予定。

(ホ) 西鶴が、鶴字法度により西鶴と改めたことは周知だが、西鶴と署名した武家説話集『新可笑記』では、鶴の字を本文中に一字も用いず、本朝桜陰比事一二では、鶴の孫と書くべき所を「鳥の孫」

と書き、『新可笑記』と同じく鶴の字を一字も用いていない。ここには、法令に対し敏感なこの時期の西鶴の姿がうかがえよう。と同時に、『新可笑記』が「古代」のことという時代設定で全体を通してのこと、御政治むききのことである公事を扱う『桜陰比事』が「むかし都の町に」とし、板倉父子を指すと思われる奉行の名を一切出さない書き方することなどには、カムフラージュの姿勢がうかがえるであろう。また、『桜陰比事』巻二の一の京の町中でのこととする記述の中に、「狐猫などを討留申候事」の記述があるが、これが「犬猫」と書くことはばかっているものであることは明らかである。いうまでもなく犬を中心とする生類憐みの令を意識して、物議をかもすことを避けているのである。以上のように、武家説話や公事をとりあげるこれらの作品の西鶴は、かなり細かな所にまで配慮し、それが物議をかもすことを避けるようとしているがごとくである。ここに出版取締りを意識する西鶴の姿勢を感得することは容易であろう。

六

以上、個条的に略記する形で貞享三年後半期以後の西鶴が、出版取締りを意識していると見られる諸点をとりあげてみた。もちろんこれらは、より詳細に論ずる必要のあるものばかりであり、仮に右の諸点が認められたとしても、これらは、『一代女』刊行後に何かがあったというための直接的な論拠とはいえず、いはば状況証拠の域を出ないであろう。しかし、ここには、『一代女』までよりも、はるかに強くカムフラージュを行ったり、物議をかもすことを避けようとしている西鶴の姿があるのである。やかり何かがあったと見

ていいのではないか。

しかし、前述のように、その何かは、奉行所からの直接の指示とあったものではあるまい。おそらくは書肆などからの注意の喚起といった程度のもにすぎないであろう。とりわけ、貞享三、四年の西鶴作品には、江戸の版元が相版元として加わっていることが多いわけだが、駆け出しの大版の版元(大版元)と異なり、御膝元の江戸の版元は、出版取締りに対して敏感であったとも推定しうる。彼らには、江戸の武家の奥向きをあらわに記して諷する『一代女』の危険度が、より鋭く感得されたかもしれないのである。やや臆測に過ぎることは承知しているが、私はやはり、『一代女』の刊行後、おそらく書肆仲間を通じて、西鶴に何らかの注意の喚起があったのではないか、そのことが前述のような状況証拠を生むことになったのではないかと考えざるをえない。

以上、あやふやな推測を重ねるのみとなってしまうが、私は、西鶴が『二十不孝』以後素材を変え、カムフラージュを強化し、物議をかもす記述を避けようとする要因の一つとして、西鶴が出版取締りをより強く意識するようになったことを数えあげることができると思う。西鶴の方向転換は、好色本禁令によっているわけではないが、必ずしも西鶴の主体性のみを考えることで理解できるものでもないのである。

しかし、右の論述が、推測に推測を重ねたものにすぎず、また、出版取締りを意識していると見られる西鶴の書き方について、より詳細な論究が必要であることも明らかである。また取締りを意識することが、逆にどのような戦略を生んでいるか、それが作品に何をもたらしたか、その効果は、等々についても考えてみる必要がある

そうである。いずれにしても私は、一見自在に書かれているように見られる西鶴の作品が出版取締りの下で書かれていることに注意しつつ、それを改めて読み直してみる必要があることを痛感する。

と同時に、今それが必要なのは、西鶴のみにかぎらない。西鶴については、とりわけ『二十不孝』以後が問題となりそうだが、初めに記したように、明暦三年以後、いわば十七世紀後半の作品についても、そのような視点から見直して見る必要があるのである。もちろん、取締られた事実を新たに見出すことはできないであろうが、取締りを意識して書かざるをえないことが、作者の書き方に影響を与え、その内容や表現と微妙にかわってくることになることは確実である。どの程度それを具体的に論証できるか、ややおぼつかない所もあるが、私自身の今後の課題の一つとして行くことにしたいと思っている。

(注十) 宮武外骨『筆禍史』、中村喜代三『近世出版法の研究』、今田洋三『江戸の禁書』等参照。

- (2) 一般に遊客の名は、いわゆる替名で記され、当然ながら実名は避けている。また、巻五の一では、吉野を身請した灰屋紹益のことを「或人」として名を伏せる。巻六の六では「山の手のさる御方」が途中から世之介に変わるが、これも旗本クラスの武士を示唆するつもりであろう。また、巻七の四では「その敵は何者ぢや」ときけば、小判は木になる物やら海になる物やらしらぬ人なり」という書き方で伊達侯を示唆するが、名は伏せている。なお、巻七の二では「藤屋の市兵衛」を実名で記すが、この場合は、儉約家として知られる藤市の言葉を用いるためであり、また最上流の町人紹益と異なる階層の町人ゆえに気をつかう必要がなかったものと見られる。(3) この点については拙稿「西鶴と出版ジャーナリズム」(『西鶴研究論攷』所収)参照。

(4) 当世の事件を意図的にはるか昔のこととして仕組むのは、元禄期

以後の浄瑠璃などの常套であるが、そのような仕組み方が何時から始まっているかは詳かではない。しかし、貞享二年正月の『暦』が、その早い例の一つであることは確実であると思われる。

(5) 貞享元年に江戸城中で暗殺された大老堀田正俊の浅草の下屋敷での妄狂いの噂などが『御当代記』に記されているが、このような大名の妄狂いの噂は、しばしば巷間でささやかれていたものと想像される。

(6) 前出「貞享三年好色本禁令説について」

(7) 拙稿『本朝二十不孝論』序説(『西鶴研究序説』所収)では、カムフラージュと見る立場を押えて書いたが、私は最近、むしろカムフラージュの姿勢を強調して見てもよいのではないかと考えている。その点については、別稿を期することにした。

(8) 『五人女』の初版と見られるものには、江戸の書肆万屋が相版元として加わっているが、再版以後は削られている。なお、『一代女』は大阪の書肆池田屋の単独版であり、『二十不孝』には万屋が加わっている。

(9) 注3の拙稿参照。

(筑波大学文学言語学系教授)